

資料 No. 1

第 8 号議案

いじめ調査専門委員会委員の委嘱について

いじめ調査専門委員会の委員を、別紙のとおり委嘱する。

平成 2 6 年 5 月 1 4 日提出

教育長                      林    雅    則

提 案 理 由

いじめ調査専門委員会設置要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員を委嘱したいので、この案を提出する。

## いじめ調査専門委員会委員（案）

| 番号 | 区分    | 氏名    | 備考                                               |
|----|-------|-------|--------------------------------------------------|
| 1  | 学識経験者 | 西村 重稀 | 仁愛大学子ども教育学科教授<br>福井県幼児教育プログラム策定委員                |
| 2  | 法律関係者 | 玄津 辰弥 | 福井県警察本部顧問弁護士（刑事関係）<br>福井県公害審査会委員                 |
| 3  |       | 野坂 佳生 | 福井県顧問弁護士（民事関係）<br>福井県土地利用審査会委員<br>金沢大学大学院法務研究科教授 |
| 4  | 医療関係者 | 友田 明美 | 福井大学子どものこころ発達研究センター教授                            |

※任期 平成28年5月13日まで

※被害者の要望のある場合は、他の委員を委嘱することもある

## いじめ調査専門委員会設置要綱

福井県教育委員会

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づき、福井県立学校で発生したいじめの重大事態に対応するため、いじめ調査専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (業務)

第2条 委員会は、福井県立学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合に、事実関係を明確にするための調査を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

(1) 弁護士

(2) 児童心理の専門家

(3) 学識経験者

(4) 前各号に掲げるもののほか、児童生徒の発達等について専門的知識を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を掌握し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

### (資料の収集)

第6条 委員会は、県教育委員会および関係学校に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。